

田原市中小企業振興基本条例（案）

（目的）

第 1 条 この条例は、中小企業が地域において果たす役割の重要性に鑑み、その振興に関し、基本理念を定め、市の責務、中小企業者及び小規模企業者の努力等を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策を地域社会が一体となって推進することにより、地域産業の活性化を図り、もって地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項各号のいずれかに該当する中小企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 法第 2 条第 5 項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 大企業者 中小企業者以外の事業者で、市内で事業活動を行うものをいう。
- (4) 商工会 商工会法（昭和 35 年法律第 89 号）の規定に基づく商工会であって、市内に事務所を有するものをいう。
- (5) 産業経済団体等 中小企業者を支援する事業を行う団体及び機関であって、市内で事業活動を行うものをいう。
- (6) 金融機関 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融業を営む者であって、市内で事業活動を行うものをいう。

(7) 教育機関 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校をいう。

(8) 労働団体 労働者が主体となって自主的に労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的として組織する団体又はその連合団体であって、市内で事業活動を行うものをいう。

(9) 市民 市内に住所を有する者及び市内に通勤し、又は通学する者をいう。

（基本理念）

第 3 条 中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

(1) 中小企業者の自主的な努力を基本とし、その経営の改善及び向上が図られること。

(2) 中小企業者が地域経済の発展及び市民生活の向上に重要な役割を果たしているという認識の下に行うこと。

(3) 中小企業者、小規模企業者、大企業者、商工会、産業経済団体等、金融機関、教育機関、労働団体及び市が相互に連携し、市民の理解の下で行うこと。

（市の責務）

第 4 条 市は、前条に定める基本理念にのっとり中小企業の振興に関する施策を総合的に実施する責務を有する。

2 市は、前項に規定する施策の実施に当たっては、国、県その他の関係機関との連携を図るものとする。

（中小企業者の努力）

第 5 条 中小企業者は、経済的又は社会的環境の変化に対して自らの創意工夫の下、主体的に経営の改善及び向上を図るよう努めるものとする。

- 2 中小企業者は、自らが地域産業の基盤を形成していることを認識し、雇用機会の確保及び人材の育成に努めるとともに、従業員の労働環境の向上に努めるものとする。
- 3 中小企業者は、地域社会の一員としての社会的責任を自覚し、地域が取り組むまちづくりの活動に貢献するよう努めるものとする。
- 4 中小企業者は、自らの経営力を強化するため、商工会及び産業経済団体等を活用し、経営等に関わる情報収集に努めるとともに、中小企業者相互の交流に努めるものとする。
- 5 中小企業者は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(小規模企業者の努力)

第6条 前条に定めるもののほか、小規模企業者は、地域の特色を生かした事業活動に取り組むとともに、経済的又は社会的環境の変化に対応して事業の持続的な発展を図るため、他の小規模企業者及び多様な主体との連携を推進し、自主的に円滑かつ着実な事業の運営に努めるものとする。

(大企業者の役割)

第7条 大企業者は、中小企業の発展に配慮するよう努めるとともに、自らの事業活動の維持及び発展のために中小企業者が重要な存在であることを認識し、中小企業者との連携に努めるものとする。

- 2 大企業者は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(商工会の役割)

第8条 商工会は、中小企業者の経営の改善及び向上のための取組を積極的に行うものとする。

2 商工会は、中小企業者の実態を把握するとともに、他の関係機関との連携を図るよう努めるものとする。

3 商工会は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（産業経済団体等の役割）

第9条 産業経済団体等は、その事業活動を通じて、中小企業者の経営の改善及び向上に取り組むよう努めるものとする。

2 産業経済団体等は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（金融機関の役割）

第10条 金融機関は、中小企業者に適した円滑な資金の供給、有用な情報の提供、経営相談等の支援を通じて、中小企業の振興に協力するよう努めるものとする。

2 金融機関は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（教育機関の役割）

第11条 教育機関は、学校教育を通じて、児童、生徒及び学生に対し、中小企業者が地域経済の発展及び市民生活の向上に重要な役割を果たしているという認識への理解を深めさせるとともに、中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（労働団体の役割）

第12条 労働団体は、労働環境の改善に関する活動等を通じて、中小企業の振興に協力するよう努めるものとする。

（市民の理解及び協力）

第13条 市民は、中小企業の振興が地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与していることについての理解を深め、中小企業の振興に協力するよう努めるものとする。

（施策の基本方針）

第14条 市は、第3条に定める基本理念にのっとり、中小企業の振興に関する施策の実施に当たっては、次に掲げる事項を基本とする。

- (1) 中小企業者の経営の安定及び革新を図ること。
- (2) 中小企業者の新たな事業展開及び販路拡大の促進を図ること。
- (3) 中小企業者の企業間連携及び産学官連携の促進を図ること。
- (4) 中小企業者の創業の促進及び事業承継の円滑化を図ること。
- (5) 中小企業者の資金調達の円滑化を図ること。
- (6) 中小企業者の人材の確保及び育成の支援を図ること。
- (7) 児童及び生徒の勤労観及び職業観の育成の機会づくりに努めること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、中小企業の振興に寄与すること。

（小規模企業者への配慮）

第15条 市は、中小企業の振興に関する施策の実施に当たっては、経営資源の確保が困難であることが多い小規模企業者の事情に配慮するものとする。

（意見の聴取等）

第16条 市は、中小企業の振興に関する施策の実施に当たっては、その施策を効果的に推進するため、必要に応じて商工会等の意見を聴くものとする。

2 市は、中小企業の振興に関する施策の実施に当たっては、必要に応じて商工会等との協議の場を設けるものとする。

（受注機会の増大）

第17条 市は、工事の発注並びに物品及び役務の調達に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大に努めるものとする。

(財政上の措置)

第 18 条 市は、中小企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第 19 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。